

国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会	参考資料 3
令和 3 年 3 月 2 5 日	

子家発 0317 第 2 号  
令和 3 年 3 月 17 日

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
(公印省略)

国立児童自立支援施設への入所等について (参考送付)

平素より、国立児童自立支援施設の運営等につきまして、ご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

令和元年 9 月に国立きぬ川学院において入所児童の自殺事案 (以下「本件事案」という。) が発生し、その後、厚生労働省の社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会 (以下「専門委員会」という。) において再発防止策や児童の支援のあり方について議論がなされ、令和 2 年 4 月 30 日に専門委員会から「令和元年 9 月に発生した死亡事案に関する報告」 (以下「報告書」という。別添 1 参照。) が公表されました。

国立児童自立支援施設 (以下「国立施設」という。) は、児童自立支援施設の入所対象である「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」 (児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 44 条) のうち、「特に専門的な指導を要するもの」 (厚生労働省組織令 (平成 12 年政令第 252 号) 第 145 条) を入所させて、その自立支援を行うことを目的としています。このため、他の児童自立支援施設での支援が困難となった子ども等を受け入れており、また、近年では、被虐待体験によるトラウマや発達障害等のある子どもの割合の増加傾向が顕著となっています。

厚生労働省及び国立施設においては、報告書の提言を踏まえ、再発防止に向けた改善策の実施に取り組んでいるところですが、今般、国立施設への入所等に関し、全国の児童福祉主管部 (局) 長に対して別紙 1 のとおり、法務省矯正局に対して別紙 2 のとおり、協力をお願いしましたので、参考にお知らせします。国立施設への入所後の子どもの支援につき、より万全を期すため、家庭裁判所におかれましても、ご理解頂くよう、お願い申し上げます。

別紙 1

国立児童自立支援施設への入所等について（協力依頼）（令和2年9月18日  
子家発0918第1号厚生労働省子供家庭局家庭福祉課長通知）（略）

別紙 2

国立児童自立支援施設への入所等について（協力依頼）（令和3年3月17日  
子家発0317第1号厚生労働省子供家庭局家庭福祉課長通知）（略）